

岩手県告示第 185 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 平山通(5)
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱 18 号から 33 号までを順次結んだ線及び標柱 18 号と 33 号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成 14 年岩手県告示第 421 号で指定した次の表に掲げる土地の区域を除く。）

市町村	大字	字	地番	標柱番号
釜石市	両石町	第 2 地割	60 番 4 63 番 2 65 番 49	標柱 18 号及び 33 号 標柱 19 号から 31 号 標柱 32 号